

令和7年第11回 門真市農業委員会定例総会議事録

- 1 日 時 令和7年12月5日（金） 午前10時00分～午前10時20分
- 2 場 所 門真市役所 別館3階 第3会議室
- 3 議 長 西村 覚
- 4 署名委員
1 番：川田 勉 委員 2 番：川田 雅彦 委員
- 5 出席委員（8名）
1 番：川田 勉 委員 2 番：川田 雅彦 委員 4 番：木原 早智子 委員
5 番：寺裏 和正 委員 6 番：土井 清孝 委員 7 番：西川 敬治 委員
8 番：西口 猛 委員 9 番：西村 覚 委員
- 6 欠席委員（1名）
3 番：川中 仲文 委員
- 7 職務のため出席した者
局 長：柏原 佳太
局次長：吉田 武史
主 査：河坂 章志
係 員：田中 優真
- 8 議案・報告等
(1) 議案第13号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の
規定による事業計画の決定
(2) 報告第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出

議 事 録

会長

ただ今から令和7年第11回農業委員会総会を開催いたします。本日の委員会は、9名中8名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。本日の議事録の署名委員でございますが、1番：川田 勉 委員、2番：川田 雅彦 委員にお願いすることといたします。それでは、本日の議事に移ります。

議案第13号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の決定」についてです。それでは事務局説明願います。

事務局

門真市から農業委員会に対して、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定要件の確認の依頼がありましたので、ご審議をお願いします。

はじめに、都市農地貸借法についてご説明させていただきますので、資料「都市農地貸借法の解説」をご覧ください。この法律は、市街化区域農地のうち生産緑地に係る法律となっております。この法律の最大のポイントは農地法による手続きとは違い、貸した農地が確実に返還される。また、相続税の納税猶予制度が継続されるという2点であります。事業計画を市長に提出し市長は提出された事業計画の要件の確認を農業委員会に依頼し農業委員会の決定をもって認定することになります。今回その審議を依頼されているわけですが、事業の決定にあたり要件がありますので、資料の最終ページをご覧ください。計画の基準として表の1と2の両方に該当することとなっております。なお、1については(イ)(ロ)①②(ハ)①②③の6つのいずれか一つ以上です。以上を踏まえたうえで、議案第13号を説明させていただきます。

それでは、本案件の説明をいたします。議案第13号の議案書をご覧ください。物件の所在、賃借権等の設定を受けようとする者、都市農地所有者については記載のとおりです。貸付期間は、5年間。目的は「市民を対象とした門真れんこんの歴史を学ぶ講座、収穫体験」及び「なにわの伝統野菜に指定された『河内れんこん』（門真れんこん）の栽培」です。賃料は無償で、設定する権利の種類は使用借権です。場所及び土地の状況につきましては、添付資料にて地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真をご確認ください。現地は、事務局より田中が確認しております。添付資料①の1ページをご覧ください。申請地は、

三ツ島4丁目で第二京阪から東に入った所に位置しております。申請内容は、1ページから8ページにある事業計画の認定申請書をご覧ください。1ページには、議案書に記載している基本的な情報が記載されております。次に、2ページをご覧ください。「3. 都市農地における耕作の事業の内容」は、法第4条第3項第1号関係の認定要件が記載されています。認定要件については、法施行規則第3条に規定があり、1号関係と2号関係があります。1号関係については、6つ中1つ以上に適合している必要があります。今回は、「ロの(1)」及び「ハの(3)」に該当しております。次に、2号関係ですが、申請都市農地の周辺の生活環境と調和のとれた当該申請都市農地の利用を確保すると認められることとし、それについて、具体的に記載されていますので、ご確認願います。なお、栽培及び圃場管理については申請者が行う内容となっております。また、本計画では貸主においても当該生産緑地縁辺部の見回り、除草、点検や周辺住民からの相談対応等を行うとしています。以上が、法第4条第3項の認定要件となります。次に、3ページの上段の、「4. 申請者が行う耕作事業に必要な農作業への従事状況」をご覧ください。年間従事日数は、現状においても、賃借権等の設定後においても、変わらず160日程度を計画しております。次に、選択項目です。こちらについては、権利の設定を受ける申請者の種類により異なります。今回は記載の法人からの申請につきオに該当するため、5-1、5-2、6、7及び8の記載がございます。中段の5-1をご覧ください。申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況が記載されています。次に、5-2をご覧ください。こちらには、作付予定の作物とその作付面積と、申請者が所有している大農機具、農作業に従事する者の人数農作業暦が記載されています。次に、「6. 周辺農地との関係」をご覧ください。内容については記載のとおりで、支障が出た場合は迅速に対処することです。次に「7. 地域との役割分担の状況」及び8の従事計画は記載のとおりです。以降は記載が不要ですので、空欄となっております。続いて、10ページに本事業計画に基づく使用貸借契約書の案が提出されております。以上のことから、本件は認定要件を満たす案件と考えます。説明は以上でございます。

会長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

木原委員	添付資料①の 9 ページ別紙の法令順守の状況等は確認していますか。
事務局	(2) については本市内において農業振興地域の設定がなされていないので該当はせず、また農地法については事務局にて把握しております。
木原委員	ありがとうございます。
会長	ほかに質問はございますか。ご質問等がないようですので採決にはいります。 議案第13号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の決定」について、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 【委員全員挙手】 全会一致で、議案第13号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の決定」については、議案のとおり決しました。 次に移ります。報告第19号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」についてです。それでは事務局説明願います。
事務局	本件は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにするために権利移動を行う届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。届出内容につきましては、報告第16号の議案書をご覧ください。届出は1件です。申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料②でございます。届出内容は、1ページのとおりに所有権の移転であり、転用の目的は露天駐車場となっております。当該届出地は、添付資料の9ページの地図のとおりに位置しております。現地調査は、農業委員会から川田 勉委員、事務局から森本で実施し、周辺農地への影響はないものと判断いたしました。以上でございます。

会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。ご質問等がないようであれば今回の議題は以上です。総会はこれで閉会いたします。ありがとうございました。
----	--

以上、上記の議事を証するため、この議事録を作成し議事録署名人が署名する。

【 署 名 】

議 長

西村 覚

署名委員

川田 勉

署名委員

川田 雅彦